業　　務　連　　絡
平成２７年3月５日
(公社)秋田県トラック協会

会　　員　　様

今般、下記の通り通達がありましたのでお知らせ致します。会員の皆様におかれましては、引き続き運転者の体調管理、安全運行に努められますよう、宜しくお願い申し上げます。

秋運整第７７９号
秋運輸第５９０号
平成２７年３月３日

公益社団法人秋田県トラック協会会長　　殿

東北運輸局秋田運輸支局長

アルコール検知器の適切な使用及び管理について

標記について、平成２７年３月２日付け東自保第１２８号、東自旅一第５７７号、東自旅二第１１１６号、東自貨第３８５号、東自監第３９５号により東北運輸局自動車技術安全部長及び自動車交通部長から別添のとおり通達があったので、了知されるとともに貴会傘下会員に対し周知方よろしくお願いします。

別添

国自安第２２６号
国自旅第３２４号
国自貨第７９号
平成２７年2月１９日

公益社団法人日本バス協会会長　殿
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長　殿
一般社団法人全国個人タクシー協会会長　殿
一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長　殿
公益社団法人全日本トラック協会会長　殿
一般社団法人全国霊柩自動車協会会長　殿

国土交通省自動車局安全政策課長
国土交通省自動車局旅客課長
国土交通省自動車局貨物課長

アルコール検知器の適切な使用及び管理について

事業用自動車の運転者における飲酒運転を防止するため、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則において、運送事業者は点呼において酒気帯びの有無について運転者から報告を求めるとともに、確認することが義務付けられております。なお、その確認においては、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子などを目視等で確認することに加え、酒気帯びの有無を判断する材料を増やすことを目的としてアルコール検知器による確認が義務付けられているところです。

また、アルコール検知器による確認にあたっては、運送事業者はアルコール検知器を常時有効に保持する必要があり、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければならないこととしているところです。

本日、独立行政法人国民生活センターより、市販の簡易型アルコール検知器に関し、測定方法等による指示値の差異や使用回数による指示値の変動、製品の取扱いに係る表示内容、消費者の意識等に関する調査結果が公表されましたが、関係各位におかれましては、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認については、あくまで判断材料を増やすことが目的のため、引き続き、アルコール検知器の結果のみならず、目視等により総合的に判断するようお願いいたします。また、アルコール検知器の使用及び管理においては、製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、常時有効に保持するよう、貴傘下会員に対し、併せて周知徹底方よろしくお願いいたします。

東自保第 128 号
東自旅一第 577 号
東自旅二第 1116 号
東自貨第 385 号
東自監第 395 号
平成２７年３月２日

東北運輸局秋田運輸支局長　殿

東北運輸局自動車技術安全部長

東北運輸局自動車交通部長

アルコール検知器の適切な使用及び管理について

標記について、自動車局安全政策課長、旅客課長及び貨物課長から平成２７年２月１９日付け国自安第２２６号の２、国自旅第３２４号の２及び国自貨第７９号の２により、今般、独立行政法人国民生活センターより市販の簡易型アルコール検知器の精度等に関する調査結果が公表されたことを受け、関係団体に対し、改めて酒気帯び有無の判断方法及びアルコール検知器の保守管理について、傘下会員への周知徹底を求めた旨、別添のとおり通達があったので了知されるとともに、貴支局管内の関係者に対し指導されたい。

秋輸受
第1841号
27.3.-3
秋田運輸支局

秋整受
第62号
27.3.-3
秋田運輸支局

国自安第２２６号の２
国自旅第３２４号の２
国自貨第７９号の２
平成２７年２月１９日

東北運輸局自動車技術安全部長　殿

国土交通省自動車局安全政策課長

国土交通省自動車局旅客課長

国土交通省自動車局貨物課長

アルコール検知器の適切な使用及び管理について

標記について、別添のとおり、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長、公益社団法人全日本トラック協会会長、一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて通達したので、貴局におかれても管内関係者に対する指導の周知徹底を図られたい。

自保受第297号
27. 2. 20
東北運輸局

国自安第２２６号の2
国自旅第３２４号の2
国自貨第７９号の2
平成２７年2月１９日

東北運輸局自動車交通部長　殿

国土交通省自動車局安全政策課長

国土交通省自動車局旅客課長

国土交通省自動車局貨物課長

アルコール検知器の適切な使用及び管理について

標記について、別添のとおり、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長、一般社団法人全国個人タクシー協会会長、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長、公益社団法人全日本トラック協会会長、一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて通達したので、貴局におかれても管内関係者に対する指導の周知徹底を図られたい。

自監受第397号 27.2.20 東北運輸局

自貨受第2350号 27.2.20 東北運輸局

自旅二受第1783号 27.2.20 東北運輸局

自旅一受第2435号 27.2.20 東北運輸局